

夢を実現する第一歩のために

2019年12月号

ミツヒロニュース



今年4月、米や大豆、麦などの種子の安定供給を支えてきた「種子法」が突如廃止されました。「種子法」により、各都道府県の農業試験場が、その地域に適した良質な種子を育て、農家に安定的に安全かつ安価に提供していました。「種子法」の廃止により民間企業が参入し利益優先で種子の販売を行うため、消費者が本当に求める作物は出来なくなるのではないかと思う。農家の方々には、これまでの様に消費者目線で農作物を提供して頂きたいと思います。また、消費者の私たちも命の根源となる食や農業について、今一度考える必要だと思います。

光廣 昌史



今月のトピックス

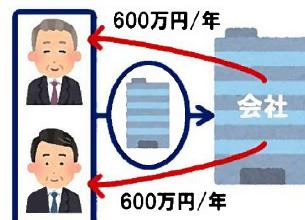
- ◇5年後に注意！免税事業者との取引は消費税が控除できなくなる
- ◇住民票等への旧姓併記
- ◇仮払金は早めに精算を！
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき
エムキューイケイ？？



5年後に注意！免税事業者との取引は消費税が控除できなくなる



当社（年商3億円）は、当社社長と会長が所有する建物を賃借して事務所として利用しており、各人へ賃借料（年600万円ずつ）を支払っています。社長も会長も消費税は免税事業者ですが、当社は当該賃借料を“課税仕入れ”として、消費税を計算する上で仕入税額として控除（以下、仕入税額控除）しています。消費税率が10%へ引き上げられた後も、引き続き仕入税額控除をすることはできますか？



令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられても、令和5年9月30日までの間は、免税事業者からの“課税仕入れ”について、現行と同様、仕入税額控除はできます。一方、令和5年10月1日以降は、一定の場合を除き、免税事業者からの“課税仕入れ”について、仕入税額控除はできないこととなります。

1. 仕入税額控除の方式の改正

令和元年10月1日より、消費税の税率が合計8%から10%へと引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が開始することで、標準税率10%と軽減税率8%との複数税率となります。

複数税率となることで、納めるべき消費税を計算する上では、税率ごとに区分して経理（以下、区分経理）する必要があります。そこで、この区分経理に対応するよう、これまで仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存（請求書等保存方式）が、次の期間に応じてそれぞれの方式へと改正されました。

内訳	税率	令和元年10月1日～	
		標準税率	軽減税率
消費税	6.30%	7.80%	6.24%
地方消費税	1.70%	2.20%	1.76%
合計	8.00%	10.00%	8.00%

<仕入税額控除の要件>

～令和元年9月30日
請求書等
保存方式

令和元年10月1日
～令和5年9月30日
区分記載請求
書等保存方式

令和5年10月1日～
適格請求書
等保存方式

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. 令和5年9月30日までは現行と同様

区分記載請求書等保存方式の下では、現行と同様、免税事業者からの課税仕入れであっても、区分記載請求書等保存方式の要件を具備していれば、引き続き仕入税額控除はできます。

3. 令和5年10月1日からは原則対象外

適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）は、例外を除き、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。“適格請求書等”を発行できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者だけです。この登録は消費税の課税事業者しか受けられません。つまり、免税事業者は“適格請求書等”を発行できず、結果として取引の相手先は仕入税額控除ができないこととなります。

4. 例外と経過措置

ただし、例外と経過措置があります。

（1）例外

適格請求書等の交付を受けることが困難な取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。例えば、次のような取引です。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される一定の取引
(例. 3万円未満の公共交通機関の切符・自動販売機からの商品購入等)
- ② 不特定多数者へ販売等する事業者が交付する適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（2）経過措置

また、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、次の①の要件をすべて満たす場合には、②の期間に応じてそれぞれの割合に相当する分を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

① 要件

請求書等の保存	区分記載請求書等と同様の事項が記載されている請求書等の保存
帳簿の記載	区分記載請求書等と同様の記載事項※に加え、この経過措置の規定の適用を受ける旨を帳簿に記載

②期間と割合

期 間	割 合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%

（※）帳簿には、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、④対価の額の記載が必要です。

5. ご相談のケース

ご相談のケースは先述4.(1)に該当しないため、インボイス制度開始後は、原則、仕入税額控除ができません。ただし、4.(2)①の要件をすべて満たすことで、令和11年9月30日までの間、一定割合は仕入税額控除ができます。

一方、令和 11 年 10 月 1 日以降も仕入税額控除をするには、適格請求書を発行するために、賃貸人が課税事業者を選択して適格請求書発行事業者の登録を受けるしかありません。賃貸契約や不動産の所有関係の見直しなどを含めた対策が必要となるでしょう。

不動産の所有関係の見直しなど、多額の資金移動が発生するような場合には時間を要します。これを機に免税事業者との取引を洗い出し、影響額の算定とともに、対策を検討しましょう。

＜参考＞請求書等の記載事項の比較

区分記載請求書等保存方式 ※下線は請求書等保存方式からの改正分	適格請求書等保存方式 ※波線は区分記載請求書等保存方式からの改正分
①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容（ <u>軽減税率の対象品目である旨</u> ） ④請求書受領者の氏名又は名称 (相手が不特定多数の場合は省略可能) ⑤税率ごとに合計した税込対価の額	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び <u>登録番号</u> ②③④は区分記載請求書等保存方式の②③④と同様 ⑤税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び <u>適用税率</u> ⑥税率ごとに区分した消費税額等 (適格簡易請求書は⑤の適用税率でも可能)



住民票等への旧姓併記

◆11月から住民票等への旧姓併記が可能に

旧姓で業務をしている方々には、少し嬉しいニュースかもしれません。

住民票やマイナンバーカード等へ旧姓（旧氏）を併記できるようにするための「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が平成 31 年 4 月 17 日に公布され、今年 11 月 5 日から施行されました。

◆登記はできていたけれど…

女性の社会進出等に伴い、旧姓使用についてはこれまで様々な場所で議論がされてきました。商業登記の場面では、一足早い平成 27 年から、商業登記簿に役員の旧姓（婚姻前の氏）を併記することができるようになっています。

しかしながら、たとえ商業登記簿に旧姓が併記されていても、銀行口座の開設時などに求められる、運転免許証やマイナンバーカードをはじめとした「本人確認資料」には旧姓が記載されていません。金融庁では全国の主要銀行などに対し、旧姓での口座開設について協力要請を出しているようですが、本人確認資料に記載された新姓との整合性が取れないことなどを理由に、旧姓での口座開設を行ってくれるところはまだまだ少ないので現状です。銀行口座以外にも、携帯電話の契約やクレジットカードの申し込み等、本人確認資料を提示しなければならない場面は多く、登記はできても結局新姓の使用を余儀なくされている方々は少なくありません。

◆旧姓を併記するには

住民票に旧姓を併記するためには、請求手続が必要です。旧姓が記載された戸籍謄本等を用意し、住所地の市区町村に対して請求を行います。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることになります。旧姓が各種証明に利用できるようになるため、たとえば旧姓で契約した保険や携帯電話、銀行口座等を旧姓のまま引き継ぎ使うことも期待できます。

今回の政令施行により、旧姓の利用機会が一気に拡大するかもしれませんね。



仮払金は早めに精算を！

仮払金とは、現金や預金などによる実際の支払いを一時的に処理するために用いられる勘定科目です。未確定のものを一時的に計上するための仮払金が長期間精算されない場合、給与や貸付金として認定される可能性があることから処理については留意が必要です。

◆渡切交際費の給与認定

交際費として一定額の金銭を役員や従業員に支給し精算を行わない渡切交際費の仮払金は、その支給を受けた役員や従業員の給与等に該当することとなり、源泉徴収の対象となります。また、受け取り側である役員や従業員にとっては、給与所得として所得税や住民税の課税対象となるため、税負担が増えることとなります。

支給対象者が役員の場合、渡切交際費が毎月定額であればその金額も定期同額給与の一部として取り扱われ、損金算入が可能ですが、不定期に渡切交際費を出す場合には、臨時の役員報酬として、事前確定届出給与の届出を提出していない限り、損金不算入となりますので注意しましょう。

◆貸付金と判断される場合

長期間にわたり精算していない役員などへの仮払金は、実質的に貸付金と判定され、受取利息相当額（認定利息）を計上するよう税務署から求められることがあります。

利息相当額の計算は、会社に金融機関等からの借入金がある場合には実際の借入金の利率とし、その他の場合には利子税の割合の特例に規定する特例基準割合による利率によって評価することとされています。

◆金融機関からの融資にも影響が

社長などへの仮払金で常態化、長期化しているものがある場合、税務上問題となるだけではなく、金融機関から融資を受ける際にマイナスとなる可能性もあります。

社長や役員、その親族への仮払金は、会社のお金を個人で使う公私混同とみなされたり、経費計上せずに資産計上することによる赤字隠しの手口と疑われたりして、評価を下げる要因となります。

仮払金は、税務面・信用面を考慮して早い時期に適正な勘定科目で処理することが求められます。

参考文献： ■My komon ■ゆりかご俱楽部



年末年始に伴う休業のお知らせ

弊社の年末年始に伴う休業日を

下記の通りとさせて頂きます。

ご了承の程、よろしくお願ひ致します。

休業期間：12月28日(土)～1月5日(日)

尚、6日(月)より平常通り業務を行います。

あとがき

和田です。先日、「儲かる経営の方程式 MQ会計×TOCで会社が劇的に変わる」という本を読みました。父の急死により、経営者になった娘が、融資を断られ、仕方なく米国ファンドの出資を受け入れ、1年後に業績が回復しないと経営権を奪われてしまうという大ピンチに陥ります。そして、公認会計士の先輩の助けを借りて、経営を立て直していくという話なのですが、その過程で「MQ会計(株)西研究所の登録商標です。」と「TOC」が登場します。従来の簿記とは一線を画すMQ会計を知り衝撃を受けました。まだ1回読んだだけなので、何度も読み込んで自分のものにしていけたらと思いました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

